

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社

定 款

令和 4 年 4 月

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社

〒150-0041 東京都渋谷区神南一丁目19番8号

区立勤労福祉会館 2階

電話 03-3780-0878～9

FAX 03-3780-0878

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社の事務所は、東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 公社は、渋谷区（以下「区」という。）の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し中小企業に勤務する勤労者並びに区民（以下「中小企業勤労者」という。）に対し、総合的な勤労者福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福利厚生の上昇を図るとともに、雇用の安定と中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者の福利厚生のための健康管理支援に関する事業
- (2) 中小企業勤労者の福利厚生のための余暇活動支援に関する事業
- (3) 中小企業勤労者の福利厚生のための自己啓発支援に関する事業
- (4) 中小企業勤労者の福利厚生のための普及啓発事業
- (5) 区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業
- (6) 中小企業勤労者の福利厚生のための給付に関する事業
- (7) その他この公社の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は、主に東京都内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 公社の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公 告)

第6条 公社の公告は、電子公告による。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第7条 会社の会員は、正会員及び特別会員とし、正会員は一号会員及び二号会員の2種とする。

(1) 一号会員 会社の目的に賛同して入会した渋谷区内に所在する構成員 4人以上の事業所及び団体

(2) 二号会員 会社の目的に賛同して入会した前号に定める一号会員以外の事業所及び団体又は個人

(3) 特別会員 会社に功労があった者又は学識経験者で、理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち一号会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入 会)

第8条 一号会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 二号会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

3 理事長は、前2項による入会者があったときは、直近の理事会に報告し、一号会員については理事会の承認を求めなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき、又は会員である事業所及び団体が解散したとき

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

(除 名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、一号会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の7日前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会社の定款に違反したとき

- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第13条 会員が既に納めた入会金、会費及び抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第14条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第15条 役員は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選任する。
- 3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 理事会は第2項で選任された業務執行理事のうちから副理事長、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副理事長は2名以内、専務理事は1名、常務理事は1名以内とする。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他それに準ずる相互に密接な関係ある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 8 監事には、公社の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第16条 理事長は、公社を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又はかけたときは、理事会にお

いて別に定めるところにより、その職務を執行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を掌理し執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、当該公社の常務を分担処理し、業務を執行する。
- 6 理事長、業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 公社の業務ならびに財産の状況を監査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見をのべること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。また、その請求の日から5日以内に、14日以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること
- (7) 理事が公社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって公社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他の法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第14条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその役員としての権利、義務を有する。
- 5 役員に異動があったときは、14日以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員解任)

第19条 役員は、総会の議決により解任することができる。ただし、監事を解任する場

合は一号会員総数の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は無報酬とする。ただし常勤の役員には報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。)を支給することができる。

その額については、総会が別に定める役員の報酬規程による。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 顧問等

(顧問等)

第21条 会社に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

(費用弁償)

第22条 顧問に費用を弁償することができる。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 会社の総会は、法人法に定める社員総会とし、定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、一号会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事、監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 事業報告及び計算書類
- (6) 入会の基準ならびに会費及び入会金の金額

- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第26条 定期総会は、毎年度開始前及び年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 一号会員総数の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(総会の招集)

第27条 総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも開催日の14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において出席した一号会員の中から選任する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、一号会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第30条 総会の議事は、法令に規定する事項及びこの定款の特に規定するものを除き、出席した一号会員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は一号会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面議決等)

第31条 やむを得ない理由のため総会に出席できない一号会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の一号会員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第32条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した一号会員の中から総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成及び招集等)

第33条 会社に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事会は理事長が必要と認めたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合に、招集する。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき

(2) 第17条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき

5 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

6 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

7 理事会を招集するときは、会議日時、場所、目的及び議案事項を記載した書面により開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(理事会の定足数及び議決等)

第34条 理事会は、議決に加わることのできる理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

3 前項の場合には、議長は、理事として議決に加わることはできない。

4 理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事はその議決に加わることはできない。

5 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

- 6 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第16条第6項の報告を除く）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

（理事会の権能）

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- （2）前号に定めるもののほか、公社の業務執行の決定
- （3）理事の職務の執行の監督
- （4）理事長、副理事長及び専務理事、常務理事の選任及び解職

2 理事会は次の掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- （1）重要な財産の処分及び譲受け
- （2）多額の借財
- （3）重要な職員の選任及び解任
- （4）従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- （5）内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他公社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印する

第 7 章 財 産 及 び 会 計

（財産の構成）

第37条 公社の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- （1）財産目録に記載された財産
- （2）会計年度内における次に掲げる収入
 - ア 入会金及び会費
 - イ 補助金
 - ウ 寄附金品
 - エ 事業に伴う収入

オ 財産から生じる収入

カ その他の収入

(財産の管理)

第38条 会社の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 会社の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 会社の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経て直近の総会において議決を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じた暫定予算を編成しこれを執行することができる。

2 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新に成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 会社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、正味財産増減計算書（損益計算書）、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、総会において承認を得なければならない。

2 会社は第1項の総会の終結後、直ちに貸借対照表を公告するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第43条 会社が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決及び総会において出席した一号会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 会社が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

第44条 会社の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において一号会員総数の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解 散)

第46条 公社は法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号まで規定する事由によるほか、総会において一号会員総数の3分の2以上の議決により解散する。

(公益目的取得財産の贈与)

第47条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に総会の議決により区に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 解散後の残余財産は、総会の議決により、区に寄附するものとする。

第 9 章 事務局 及び 職員

(事務局の設置等)

第49条 公社の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には必要な職員を置く。

(職員の任免)

第50条 職員の任免は理事長が行う。ただし、重要な職員の任免は理事会の承認をえて理事長が行う。

第 10 章 雑 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公社の設立登記時の代表理事は、次のとおりとする。
石田 詔夫
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成22年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。